

かすみ草



撮影者 理事長 土谷 力（令和元年7月飛行機機内上空にて）

NO.52 2019. 8

「私たちの仕事とは」

理事長 土谷 力

私たちの仕事とはと考えてみると、法律を基本にそれを実施することと思う。その法律は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法と略）」です。定義とサービスについて第四条・第五条を記載します。

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の程度を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立

行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除外することをいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

6 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所

をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

12 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

18 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

19 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

20 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第六項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

21 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与す

ることをいう。

22 この法律において「サービス利用支援」とは、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、第十九条第一項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。

23 この法律において「継続サービス利用支援」とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうか

につき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

24 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

25 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

26 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

27 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

28 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。以上、抜粋

このように、「障害者総合支援法の第四条・第五条」を社会福祉法人育心会は、理事及び職員とその他関係者が全力を出して実施に取り組んでいます。

追記、当法人が運営しているサービスは、太文字で記載しています。条文を記載したため、長文失礼しました。

「理事長撮影写真」



「姿」

事務長 川崎 正巳

人の印象は第一印象で約半分以上決まると言われています。会った瞬間が大事。好印象をあたえるチャンスはそう多くない。最初が肝心です。でも、自分が想い描いている自分の姿。他人が自分に対して感じているイメージ。それは、異なる場合が多いのではないかと。同じに近づくんには、まず自分が纏った殻を脱ぎ捨てて、素直な気持ちと素の自分で相手と接してみることが最初の第1歩ではないでしょうか。そして、自分を知って貰い相手を知ることと段々と近づいていくのではないだろうか。但し、時が必要。

人の想いは日常の中で、様々な形・姿として現れます。姿は、見えたり見えなかったり。形があったり、なかったりと。

人は時間とともに少しずつ変化していく。それを自覚することが大切です。成長するには、本人の意欲や努力が必要であり、イメージすることが重要です。理解、納得、共感が意識の形成・姿に大きく影響するのではないかと。意識して行動し、達成感を味わい、その中で成長すると思う。感じとること。そして、何を学ぶのか。自身

の前向きな姿勢が大切です。行動や言動をさらに発展させたいと思う気持ちが、次のステップへと進ませる。

向上心とヤル気が「人生の原動力」。

人は、どこを見て学ぶかは見付（最初）で決まる。（視て・感じて学ぶポイント）

意欲・向上。諦めたら、そこで終わり。決めるのは自分。

何かしらの縁があり、今の自分がある。

今後、困難があるかもしれない。

逃げることは簡単。でも、ずっと逃げ続けることは難しい。

いつかは困難に立ち向かわなければならぬ。

その時、地に足を据えしっかりと立つ。但し、立つべき地はしっかりと選ばなければならない。



令和 元年 8月

花見行事について

行事担当 近藤 久乃

新年度最初の行事として、四月二日、コスモスに隣接する貴船神社にて花見行事を開催致しました。

当日は朝小雨が降り心配されましたが会が始まる頃には晴れ、晴天の中桜の花も八分咲きで、最高のお花見日和でした。

利用者さん、御家族の参加でカラオケ大会が催され、皆さんそれぞれの十八番を熱唱し大変盛り上がりました。

花見弁当もとても喜んで召し上がっており楽しい春の1日を過ごされました。

今後も行事等の充実を図り、利用者の皆様が充実した生活が送れるよう努力して参りますので、ご協力のほど、宜しくお願い致します。



花植え交流会について

行事担当 近藤 久乃

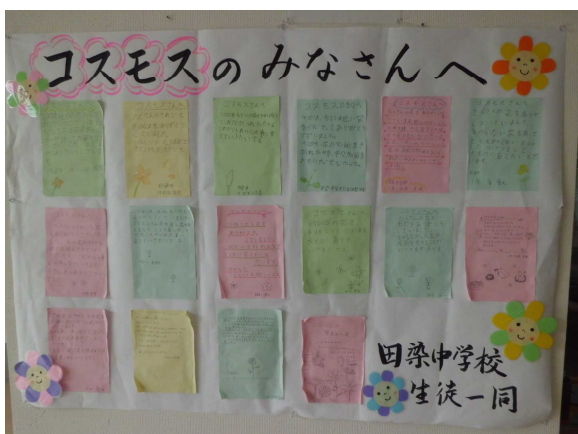
六月十三日、田染小・中学校との花植交流会が行われ、利用者5名と職員4名で参加しました。

天候にも恵まれ、中学校では花壇とプランターに四百五十本の苗を皆で植えました。終わると中学生がお礼に宮沢賢治の朗読を披露してくれました。暗記力のすごさに感動しました。

小学校では、はじめ体育館で自己紹介を行いジャンケン列車のレクレーションがあり小学生と楽しい時間を過ごしました。

花苗は、各班毎に分かれプランターに植えました。子供たちと一緒に花苗を植え、楽しい交流会となりました。

中学校の皆様からはお礼の手紙を頂き有り難うございました。利用者の方は花作りを通じ、社会参加の喜び、地域の方々との交流を体験できたと思います。



「日帰り旅行」

担当 関口 宏

五月三十一日に、下関方面への日帰り旅行を行いました。

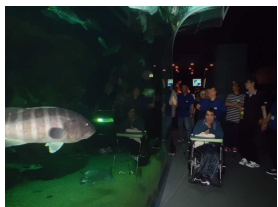
前日より少し天候が悪い状況であり、利用者様、ご家族様、職員と心配しましたが、予定通りに実施することが出来ました。

最初に海峡ゆめタワーに行き、エレベーターに乗り展望台にて下関市内や門司方面のきれいな景色を見学し、とても満足していました。

昼食は、下関市内の「ふくの関」ふくの刺身とすき焼きを皆さん美味しく召上りいただきました。

その後、下関海響館で色々な魚や海の生物を見学しショープールにて笑いあり、また迫力のあるイルカのショーを見学することができました。

その際、カメラを持ってきていた利用者様はイルカショーを上手にカメラで撮影している風景が見られとても満足した表情を見せていました。



バスでの長時間の移動の為、利用者様、ご参加して頂いたご家族様には、大変お疲れ様でした。

日帰り旅行も事故等なく無事に終える事が出来ましたのも、ご参加して頂いたご家族様のご協力のお陰だと思っています。

来年度の旅行も、今年度より多くのご家族様の参加をお待ちしております。

地域奉仕活動

担当 渡邊 佳津子

当施設が地域のためにできる活動をと始めた地域奉仕活動事

業も七月で四十回を超えました。この活動は、利用者さんと

職員により市内の各場所で、月一回ゴミや空き缶などを拾い、

地域をキレイにする活動です。利用者の皆さんが社会参加で

きるお手伝いをしながら、日頃から当施設がお世話になっ

ている地域の皆様に、微力ではありますが、喜んで頂けたら嬉

しく思います。今後も地味な活動を続けながら、同時に交通

ルールの習得も目指していきたいと考えておりますので、利

用者さんが社会参加できる場作りに、皆様のご協力を直しく

お願い致します。



「夏季買物学習」

担当 池田 正弘

七月九日・十一日に二班に分かれて、買い物学習を行いました。両日とも天候に恵まれてとても良かったです。利用者の皆様は施設からの出発を待ちきれない様子でした。両日とも施設を出発後、日出町のしまむらに主にて衣服を購入しました。しまむらにて買い物後に、別府のお祭り一番館にて焼き肉食べ放題に行き焼き肉は勿論のこと、お寿司やデザート（ケーキ）等を美味しそうに満足がいくまで召し上がっていました。

昼食後、別府のトライアルにて楽しく買い物をされて、日用品やお菓子等を購入されました。

皆様、外出（買い物）を楽しみ、とても満足の一日になったのではないかと思います。

次回も外出や買い物に行きたいと思えるような、行事の内容の充実を図って支援を行って参ります。



日赤の救命講習にて

7月1日の職員会議後に日赤の講師の方に来ていただき、救命講習をしました。毎年1回行っていますが、改めてAEDでの救命の必要性を職員全員で確認できました。講習の風景写真です。



医務係より・新人挨拶

看護師 南里 明子

熱中症について

熱中症は炎天下特有のものではなく、湿気の多い時期や曇りの日、日中だけでなく夜間、室内でも起こる可能性があります。

そのため、室内でもこまめな水分補給が必要となります。室内だと喉の渴きを感じにくくなったりすることもあります。喉が渴いたと感じていなくても、こまめな水分補給を心がけましょう。とくに、高齢者はトイレの回数を気にし、水分摂取を控えてしまうこともあるので、積極的な対応が必要となります。

この夏を健康に乗り切れるように、利用者様の体調管理をしっかり行っていききたいと思います。



「新人挨拶」 南里 明子

7月1日より医療部の看護師として勤務させて頂いております。

まだ入社して1ヶ月と覚えることが沢山ありますが、まずは利用者様に興味を持ち、関わることを大事にしていきたいと考えています。コスモスには、経験豊富な先輩方がいるので毎日安心して働いています。

ご迷惑をお掛けすることが多いかと思いますが、宜しくお願いします。



福祉サービスマニエール委員会（各種委員会紹介）

社会福祉法人育心会は、障がい者支援施設コスモスの運営の上で各種の委員会を設けています。今回はその中の制度上必要な「福祉サービスマニエール委員会」を紹介したいと思います。

「福祉サービスマニエール委員会」とは、法人が実施する福祉サービスマニエールについて、その人らしく安心して生活が送れるように利用者個人の尊重を基本として、苦情及びその他問題の解決や生活の改善相談等を行う委員会です。

当法人の委員構成は、委員長の山田俊則氏他に外部より2名・利用者家族より2名・施設内より1名の計6名です。

施設内のみ構成ではなく、利用者家族や外部の方を委員に迎えることにより、よりクリーンな運営を目指しています。

利用者様のご利用状況報告

かすみ草の前発行から現在までの利用者様のご利用状況報告です。コスモスの入所者4名様（男2名・女2名）が新しくご利用していただいています。

短期入所の御利用者は4名様と少々少ないとは思われますが、以前からご利用の方はもちろん、新しくご利用していただいた方にも何度も御利用していただいております。

当施設を御希望の方や他の福祉サービスマニエールの御利用を希望されている方、その家族などを対象に相談支援事業を運営しています。相談支援専門員を配置して、施設内だけではなく他の施設やサービスマニエールのアドバイスや相談を受けています。最近では、サービスマニエール内容も複雑化して、分かりにくい時代です。市町村など各機関を通しての相談を受け付けています。直接電話を頂いても結構です。ただ、最近相談も多くなり、なにぶん忙しいもので、順番待ちになる場合があります。ご了承承ください。

☆前期行事活動

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
24日	21日	5日	28日	23日	31日	16日	5日
誕生会	誕生会	地域奉仕活動	誕生会	誕生会	帰り旅行	地域奉仕活動	誕生会
			花見	地域奉仕活動	花植え交流	買物学習(1班)	(予定)
						(2班)	誕生会
						(就労)	大掃除
							地域奉仕活動
							(予定)
							誕生会
							地域奉仕活動



◎新任職員紹介

仲井 義光 4月入社

・コスモスに勤務させて頂くようになりました支援員です。利用者様が一人でも地域社会に溶け込むことが出来るように頑張つて支援したいと思っています。

河野 勝広 5月入社

・5月10日より勤務をしています。以前、病院関係に勤務していましたが、心機一転頑張りたいと思っております。宜しくお願ひ致します。

柴田 三千雄 6月入社

・福祉タクシー要員及び支援補助を行っております。不慣れなせいで、まだ十分とはいえませんが誠心誠意務めてまいりますので宜しくお願ひ致します。

南里 明子 7月入社

※挨拶は、医務係のコーナーで紹介しています。

◇編集後記

暑中見舞い申し上げます。

2019年は「平成」から新しい元号「令和」となり、近現代では初めて「退位」という形で元号が変わつた、大きな歴史の節目となります。令和元年として、心機一転職員同じ方向を向き、利用者様の為に努力を重ねていきたいと思ひます。

今後とも、ご支援、ご協力を宜しくお願ひ致します。

編集担当

高橋 美由紀
河野 正孝
伊美 安
土谷 雅美

☆☆職員募集中☆☆



私たちと一緒に障がい者の施設で働いてみませんか？

専門の資格は必要ありません。福祉の資格が欲しい方もどうですか？働きながら取得できますし、施設からできるだけ補助します！

雇用形態も正規職員だけでなく時間帯パートなど働き方を選べます。夜勤のみ希望なども受け付けています！詳しくはハローワークの求人票を見てください。もちろん、電話での問い合わせでもOKです。職場見学もOKですよ。

施設利用者さまには、折り紙が好きな方や戸締りにこだわる方など、いろいろな個性をもってる利用者さんが居て楽しいですよ。お待ちしております！

社会福祉法人 育心会 障害者支援施設 コスモス

〒879-0604 豊後高田市美和1684番地



0978-25-4111